

～外貨関連～

国家外貨管理局、 『資本項目外貨業務手引（2024年版）』を公布、 一部業務の取扱原則を明確化、関連政策の更新も

平素より格別のご高配を賜り誠にありがとうございます。

国家外貨管理局は、2024年4月12日付で『資本項目外貨業務手引（2024年版）』¹（匯発[2024]12号、以下『2024年版』）を公布し、同年5月6日より施行しました。

『2024年版』は、2020年11月に公布された『資本項目外貨業務手引（2020年版）』（匯綜発[2020]89号、以下『2020年版』）を改定したもので、企業登録地の変更による所属の外貨管理局の変更など一部業務の取扱原則の更なる詳細化・明確化を通じ業務の効率化と利便性向上を図ったほか、最新政策や国家外貨管理局行政許認可事項などに合わせ関連内容の更新、章立てを最適化するため、同一業務に関連内容の統合を行いました。主な改定内容は下記の通りです。

- 一部業務の取扱原則の更なる詳細化・明確化
 - ✓ 新しい業務シーンの取扱原則を追加（企業登録地の変更による所属の外貨管理局の変更、外国株主によるA株上場会社の転換社債の引受など新しい業務シーンの取扱原則を追加）
 - ✓ 一部業務の取扱原則を明確化（特別目的会社の登記に係る真実性の審査及び情報開示、QDII投資枠の譲渡・転売禁止などの業務取扱原則を明確化）
 - ✓ 一部業務の取扱原則を最適化（株式転換・M&Aによる外商直接投資企業の設立に係る登記業務フロー、再投資、外債、国内担保・国外貸付に係る登記業務などの取扱原則を最適化）
- 資本項目外貨業務管理の最適化による利便性向上
 - ✓ 直接投資に係る外貨管理を最適化（ODI前期費用に係る規制の撤廃、資本項目外貨収入の用途制限の緩和、資本項目外貨収入支払指示書の統合など）
 - ✓ クロスボーダー融資業務の管理を最適化（複数件の外債による口座共用の許可、遠隔地で外債口座開設に係る許認可の廃止など）
 - ✓ クロスボーダー証券投資業務の管理を最適化（QDII投資枠の申請資料やQFII/RQFIIの送金手続の簡素化など）

詳細については、次頁をご参照ください。



MIZUHO

瑞穂銀行

— WeChat公式アカウント —

¹ 中国語原文は下記の URL よりダウンロードできます。 <http://www.safe.gov.cn/safe/2024/0412/24226.html>

外貨管理局で取り扱う資本項目外貨業務

『2024年版』の第一部「外貨管理局での資本項目外貨業務手引き」は、『2020年版』の第一部「国家外貨管理局での資本項目外貨業務手引き」と第二部「外貨管理分(支)局での資本項目外貨業務手引き」を統合したもので、資本項目外貨業務に対する当局の審査原則と審査資料を定めています。

「簡政放権」(行政簡素化と権限委譲)の一環として、国家外貨管理局で直接取り扱う業務は、4件から3件に減少しました。QFII/RQFIIの国内証券・先物投資登記及び変更登記業務については、従来、国外機関投資家が主報告者を通じ国家外貨管理局へ登記を申請するとしていましたが、今回の改定で同業務を「銀行で直接取り扱う資本項目外貨業務手引き」へ移動し、主報告者を通じ国家外貨管理局資本項目情報システムで登記業務を手続するとなりました。また、ノンバンクの元転・外貨転業務資格の承認権限は、国家外貨管理局から省級外貨管理分局に委譲されました。そのほかに、行政手続きのオンライン化に伴い、『2024年版』では政務サービスシステムを通じオンラインで関連業務を行う場合、紙版の営業許可証の提出不要を追記しました。

なお、『2020年版』に比べた主な変更点については、下記をご参照ください。

□ 登記通貨種類の変更登記に係る手続きを明確化

「1.3 外商投資企業の登記通貨種類の変更登記」を新規に設けました。これまで『2020年版』の「6.2 外商投資企業の基本情報登記(新設・合併)及び変更・抹消登記」では、登記通貨種類の変更手続きは所属する外貨管理局管轄内の銀行で行うことにしていましたが、実務上、銀行側のシステムで取り扱えないケースがあるため、『2024年版』では外貨管理局で手続きをするように改定し、外貨管理局への提出書類を下記の通り明確にしました。

- ✓ 書面申請書(通貨種類変更の詳細な原因、換算為替レート及び関連データの具体的な計算方法等を記入)、「国内直接投資基本情報登記業務申請表」(一)
- ✓ 変更後の営業許可証
- ✓ 登録資本払込登記制の企業の場合、関連業界主管部門の許認可文書又はその他の証明資料
- ✓ 業務登記証憑

□ 国内居住者個人の特別目的会社に係る外貨追加登記手続きを明確化

「2.3 国内居住者個人の特別目的会社に係る外貨追加登記」を新規に設けました。『2020年版』の第三部「外為指定銀行での資本項目外貨業務手引き」の「7.3 国内居住者個人の特別目的会社の外貨(追加)登記及び変更・抹消登記」では、追加登記に関する審査原則を明確にしておらず、実務において各地の外貨管理局の取扱にばらつきがあります。

今回の改定で、外貨管理局で取り扱うべき追加登記業務を、元の「外為指定銀行での資本項目外貨業務手引き」から分離させ、「外貨管理局での資本項目外貨業務手引き」に移動し、関連内容をより詳細にしました。

➤ 外貨追加登記の申請条件を明確化

- ✓ 国内居住者個人は、国外で特別目的会社を設立。登記手続きの完了前に、登録費用の支払(対外支払を含む)を除き、当該会社に対するその他の出資行為(直接または間接的に国内資産も

しくは権益の注入、国外出資を含む)を実施済

- ✓ 合法的な迂回投資のスキームあるいは潜在的な迂回投資のスキームがある
- 申請資料を追加
 - 追加登記申請は通常、特別目的会社へ出資後に行われるため、申請書類について、新設登記に必要な書類に加え、下記を追加し、かつ申請書に出資状況及びその理由を詳細に説明しなければならないとします。
- ✓ 合法的な迂回投資スキーム又は潜在的な迂回投資スキームが存在することの関連証明資料
- ✓ 資金出所の証明資料(融資契約、銀行取引明細書など)
- ✓ 特別目的会社への出資(直接または間接的に国内の資産もしくは権益の注入、国外出資を含む)証明資料
- ✓ 特別目的会社及び迂回投資企業のクロスボーダー収支関連証明資料(あれば)
- ✓ 他人に委託する場合、委託代理協議書及び代理人の身分証明書

□ 国外貸付関連規制を更新

「2.4 国内機関の国外貸付に係る登記及び変更、抹消登記」では、貸付残高関連規制を更新したほか、資金源・貸付金の用途制限、抹消登記業務につき、銀行で直接取り扱うシーンを追加しました。

- 銀発[2021]2号などにに基づき貸付残高の規制を更新
 - 国外貸付残高規制を、「人民元・外貨建て国外貸付残高は、所有者権益の30%を超えてはならない」から、「人民元・外貨建て国外貸付残高は、国外貸付限度額を超えてはならない」へ改定し、かつその計算式を下記の通り追記しました。
 - 国外貸付限度額=直近1期の監査済所有者権益*マクロプルーデンス調節パラメータ
 - 国外貸付残高=Σ 人民元・外貨建て国外貸付残高+Σ 外貨建て国外貸付残高*通貨種類換算因数
- 資金源・貸付金の用途規制を追加
 - ✓ 資金源として自社保有の人民元と外貨、人民元で購入した外貨、国内の外貨建て借入金、人民銀行、外貨管理局の認定を受けた人民元及び外貨資金を列挙
 - ✓ 貸付金を直接または間接的に経営範囲以外の支出に用いることを禁止
- 抹消登記業務につき銀行で直接取り扱うシーンを追加
 - 登記後、貸付金未送金場合の抹消登記業務を直接銀行で取り扱えることを明記

□ パンダ債による調達資金の非自社用場合の管理方法を明確化

「3.3 非銀行債務者の外債契約登記及び変更、抹消登記」では、パンダ債による調達資金の非自社用場合の管理方法などを明確にし、クロスボーダー融資利便化試行政策の全国展開に伴い関連内容を追加しました。

- パンダ債による調達資金の非自社用場合の管理方法を明確化
 - 調達資金を人民元建て外債の形で持分関係のある国内企業に貸出する場合、その外債の管理方法は以下の通りです。
- ✓ 国内企業(非親子会社関係)はマクロプルーデンス管理モデルを選択する場合
 - クロスボーダー融資リスク加重残高に算入。限度額を超過する部分について、所在地の外貨管

理局は実需原則に基づき、発行に係る認可、登録もしくは届出等の関連文書、持分関係証明、債券発行で調達した資金の用途に関する説明等の資料に基づき外債を登記

- ✓ 国内企業(発行者の子会社及び非子会社を含む)はマクロプルーデンス管理モデル以外のモデルを選択する場合、現行の外債管理規定に基づき外債を登記
- 外債管理に組み入れない業務(外債登記不要)を新規追加
 - ✓ 別途規定がある場合を除き、対外貨物貿易またはサービス貿易に係る前受金と未払金
 - ✓ 外債を除くその他の金融資産取引による対外未払金と関連利息・費用など
 - ✓ 国内上場会社の外国株主が引き受けた同社の国内での公開発行の転換社債
 - ✓ 自由貿易債
- 提出資料を簡素化
 - ✓ 外債契約登記につき、マクロプルーデンス管理モデルの場合、外債契約または主要条項の写しについて、社印を押印することは不要。投注差モデルの場合、『外商投資法』の施行に合わせ、「外商投資企業批准証書もしくは商務部業務システム統一プラットフォームですり出された外商投資企業基本情報ページ」が不要となり、その代わりに、営業許可証の提出が必要
 - ✓ 2022年4月に公布された『疫病の防止・抑制と経済社会の発展に向けた金融サービスの確実な実施に関する通知』に基づき、複数件の外債は1口の外債口座を共有すること可能となったので、抹消登記の場合、口座閉鎖証明資料が不要
- 利便化政策申請書の記入内容を詳細化

2023年12月、『改革の更なる深化、越境貿易・投資の利便化促進に関する通知』²(匯発[2023]28号)の公布により、クロスボーダー融資利便化試行政策は全国で展開。申請書の記入内容について、匯発[2023]28号の「直近2年以内に外債規定違反の行政処罰記録なしの状況説明」に加え、「企業の基本状況、資産・負債状況、申請予定の金額、貨物貿易分類A類に関する説明、外債資金の使用計画、弁済資金の出所など」を追加
- 国外で発行した中長期債券の管理モデルを明確化

『2020年版』では、中長期外債の管理モデルには言及せず、短期債券の場合、マクロプルーデンス管理モデルを採用、投注差モデルを選択した外商投資企業の短期債券はその投注差モデルで計算した外債枠を占用すると規定。今回の改定では、短期債券、中長期債券を区別せず、いずれマクロプルーデンス管理モデルを採用すると規定、投注差モデルを選択した外商投資企業の債券はその投注差モデルで計算した外債枠を占用すると明確化。そのほかに、追加登記手続き関連内容も追加

□ 国外債権者による債権の持分転換業務フローを明確化

「3.4 非銀行債務者の非資金振替類³外債引出登記、元利返済登記」では、追加登記について、これまでの手続き時限(3か月以内)を撤廃したほか、国外債権者が債権を持分に転換する場合の業務フロー

² 関連内容については、『みずほ中国 ビジネス・エクスプレス』第695号をご参照ください。下記のURLよりダウンロードできます。⇒ <https://www.mizuhobank.co.jp/corporate/world/info/cndb/express/pdf/R419-0748-XF-0105.pdf>

³ 非資金振替類の引出とは、非銀行債務者の外債引出額または外債元本残高に変動が発生し、外債管理局の関連情報システムに外債引出情報をフィードバックできない状況を指します。(国家外債管理局重慶市分局『業務指南23』)

を下記の通り明確にしました。

- ✓ 市場監督管理部門で変更後の営業許可証を取得
- ✓ 外貨管理局で非資金振替類の元利金返済登記及び外債抹消(変更)登記を実施
- ✓ 銀行で外商投資企業基本情報登記(変更)を実施

□ **国内保証・国外貸付関連内容を追加**

➤ キープウエル協議を登記対象に

「3.5 国内保証・国外貸付の契約登記及び変更、抹消登記」では、保証提供の意思表示あり、実質的に保証となるキープウエル協議について、国内担保・国外貸付を参照し、国内保証人による登記が必要

➤ 集中登記方式関連内容を補足

非銀行機関の集中登記方式について、『一部非銀行機関の国内保証・国外貸付業務に対する集中登記管理の実施に関する通知』（匯発[2015]15号）における関連内容を盛り込んだ上、集中登記を実行する機関に下記のケースが発生する場合の対応方法を補足

- ✓ 関連規定に基づき集中契約登記手続きを行っていない場合、一般機関の国内保証・国外貸付契約登記の関連規定を参照し処理
- ✓ 申請資料に重大な変更が発生した場合、もしくは関連規定に従い集中契約登記手続きを行わず、かつ直ちに是正することができない場合、非集中登記に調整。また、非集中登記場合の提出書類に営業許可書を追加

➤ 保証履行に係る対外債権の登記、変更、抹消登記際の提出書類を追加

「3.6 国内保証・国外貸付の保証履行による対外債権の登記及び変更、抹消登記」では、保証履行による対外債権に係る登記際の提出書類に営業許可証を追加、変更・抹消登記の提出書類を下記の通り明確化

- ✓ 変更登記の場合、書面申請書、変更後の保証履行による対外債権協議書
- ✓ 抹消登記の場合、書面申請書、満期後対外債権の元利回収に関する証明資料、客観的な原因により期日通りに保証履行金額の元利を回収できない状況(または債務免除、株式への転換、債権譲渡等の取引)の証明資料

□ **国外保証・国内貸付による外債、ファイナンスリースによる対外債権関連登記手続きを追加**

➤ 国外保証・国内貸付の保証履行による外債の変更・抹消登記手続きを追加

「3.8 国外保証・国内貸付の保証履行による外債登記」では、保証履行による対外債務登記際の提出書類に営業許可証、マクロプルーデンス管理モデルの場合の「マクロプルーデンスクロスボーダー融資リスク加重残高状況表」を追加、変更・抹消登記際の提出書類を下記の通り明確化

- ✓ 変更登記の場合、書面申請書、元「国内機構外債契約状況表」、変更事項の真実性証明資料
- ✓ 抹消登記の場合、書面申請書、元「国内機構外債契約状況表」、客観的な原因により期限通りに外債の元利を返済できない状況(または債務免除、株式への転換等の取引)の証明資料(あれば)

➤ ファイナンスリースによる対外債権の外債の変更・抹消登記手続きを追加

「3.10 ファイナンスリースによる対外債権の登記及び変更、抹消登記」では、対外債権登記際の

提出書類に営業許可証を追加し、変更・抹消登記際の提出書類を下記の通り明確化

- ✓ 変更登記の場合、書面申請書（企業及びリース対象プロジェクトの基本情況）、前年度または直近1期の監査済財務報告書、変更事項の真実性の証明書類
- ✓ 抹消登記の場合、書面申請書（企業及びリース対象プロジェクトの基本情況）、業務登記証憑

□ クロスボーダー資金集中運用業務の利便性を向上

「3.11 多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用業務の届出及び変更、抹消届出」では、メンバー企業は、主宰企業による資金集中運用業務申請前に、借り入れた外債もしくは実施した国外貸付に係る債権を主宰企業に譲渡した後、外債もしくは国外貸付の限度額集中に参加することができるものとします。これまでは、メンバー企業はすべての外債を返済する前に、もしくはすべての国外貸付金を回収する前に、限度額の集中に参加することはできなかったため、今回の改定は実務上の利便性向上につながりました。

そのほかに、変更、抹消届出の際、元届出通知書の原本の提出が必要となります。

□ 国内外貨借入金の弁済に係る外貨購入に関する許認可制の採用を明確化

「3.12 外貨購入による元転・使用済の国内外貨借入金の弁済に係る許認可」を新規に設け、輸出を背景とする国内外貨借入金について、貨物輸代金が確実に予定通りに回収できず、且つ他の弁済用外貨資金もない場合、弁済用外貨の購入に対し、許認可制を採用すると明確にしました。『2020年版』では「債務者が外貨転銀行を通じ当該銀行所在地の外貨管理局へ届出後、弁済用の外貨を購入することができる」とし、「届出」の文言を使用しましたが、当該業務は『国家外貨管理局行政許可実施規範に係る項目名称』にリストアップされたため、実質的には許認可制を採用してきました。今回の改定で、「外貨管理局の許認可を取得後、弁済要の外貨を購入することができる」と明確にしました。

□ QDII 投資枠の譲渡と転売に該当する行為を追加

「4.1 適格国内機関投資家（QDII）の国外証券投資枠の許認可」では、投資枠の譲渡及び転売行為について、「QDII が投資意思決定の職責を實際履行せず、委託者の指示のみに基づき投資する行為も投資枠の譲渡または転売行為に該当する」と適用状況を追加しました。

一方、「2年以内に投資枠を有効に利用していない場合、国家外貨管理局はその投資枠を調整・減少する権限がある」の文言を削除しました。

また、投資枠の申請資料を簡素化しました。QDII とカस्टディアンとのカस्टディ協議草案の提出は不要となり、その代わりに営業許可書の提出が求められます。また、関連部門の批准または許可書は、初回申請のみ提出すればよいこととします。

銀行で直接取り扱う資本項目外貨業務

第二部「銀行で直接取り扱う資本項目外貨業務手引き」では、主に2023年12月に公布された匯発[2023]28号などの最新政策との整合を図り、遠隔地での外債口座の開設に係る許認可の廃止や資産現金化口座の資本項目決算口座への名称変更、国外直接投資（ODI）に係る前期費用の送金総額規制の撤廃など関連内容を更新し、一部業務の取扱原則を強調しました。

□ 一部業務シーンの取扱原則を明確化

➤ 株式名義書換による合併・買収で外商投資企業設立場合の外貨登記

「7.2 外商投資企業基本情報登記（新設、合併・買収）及び変更、抹消登記」では、株式名義書換による合併・買収で外商投資企業を設立した場合の外貨登記は、譲渡側（元中資系企業の中国側株主）の登録資本の払込状況に応じ、登録資本払込済の場合、対内実際出資の株式名義書換として登記、未払込部分について、対内義務出資の株式名義書換として登記することを明確化。また、中外合作企業の外国投資家が投資を先行回収する場合の登記の取扱先について、所属の省級分局管轄内の銀行であると明記

➤ 遠隔地での業務取扱原則を追記

- ✓ 遠隔地での外貨資本金口座の開設について、「7.6 外貨資本金口座の開設、入金及び使用」では、資金集中運用のニーズや遠隔地での業務上のニーズなどの実需原則を強調し、企業に対して口座開設の申請書に遠隔地での口座開設の原因を記入するように求めた
また、匯発[2023]28号に基づき、異なる主体から受け入れた複数件の国内再投資資金は1口の外貨資本金口座を共有できると明確化
- ✓ 遠隔地の銀行での送金について、「7.10 外国投資家の出資撤回による所得資金の送金」では、上述の通り実需原則に従い、申請書に遠隔地での送金原因を記入するように求めた

➤ 複数人による分譲住宅共有場合の送金ルールを新規追加

「7.11 国外機関が国内に設立した拠点・代表機構と国外個人による国内分譲住宅の購入に係る元転・外貨転」では、複数人による共同保有の分譲住宅の譲渡で得た資金の国外送金について、申請者が申請した送金額は、関連税金控除後の残高に占める同申請者のシェアを超えてはならないと新規追加

□ 一部業務の手続きを簡素化

➤ 国内再投資に係る手続きを簡素化

「7.3 国内再投資の受入に係る基本情報登記及び変更登記」では、匯発[2023]28号における資本項目口座管理の内容を踏襲した上、外貨建て、人民元建て再投資資金の受入に係る登記や口座開設などの関連事項を下記の通り明記

非投資性外商投資企業からの再投資資金、投資性外商投資企業からの外貨建て再投資資金を受け入れる際、所属する省級外貨管理局管轄内の銀行で国内再投資に係る基本情報登記が必要

持分譲渡による再投資手続きを簡素化、非投資性外商投資企業から持分譲渡の対価を受け入れる場合、元転後支払い待ち口座の開設は不要

- ✓ 人民元による国内再投資
 - ◇ 非投資性外商投資企業からの再投資を受け入れる際、持分譲渡の場合、元転後支払い待ち口座の開設が不要で、人民元口座で持分譲渡による代価を直接受け入れることが可能。持分譲渡以外の場合は、元転後支払い待ち口座の開設が必要
 - ◇ 投資性外商投資企業からの再投資を受け入れる場合、人民元口座で再投資資金もしくは持分譲渡による代価を直接受け入れることが可能

- ✓ 外貨による国内再投資
 - ◇ 投資先企業が外貨資本金口座を開設、再投資資金を受取
 - ◇ 持分譲渡の場合、譲渡側が資本項目決済口座を開設、その対価資金を受取

- 国外直接投資関連規制を撤廃
 - 前期費用の送金総額規制を撤廃

「8.1 国内機関の国外直接投資に係る前期費用の登記、送金及び回収」では、匯発[2023]28号に基づき、ODIの前期費用の送金総額規制（300万米ドル相当）を撤廃
 - 国外企業への株式投資に係る外貨登記の範囲を変更

「8.2 国内機関の国外直接投資に係る登記及び変更、抹消登記」では、外貨登記が必要とされる国外企業への株式投資は、「国外の単一企業に対する長期保有を目的とする証券投資」から、「国外上場企業への株式投資」へ範囲を変更

- 資本項目決済口座内資金の自由元転が可能、国内資金メイン口座内資金の使途を緩和
 - 資本項目決済口座関連内容を新設

匯発[2023]28号に合わせ、資産現金化口座を資本項目決算口座に調整したことにより、「7.7 資本項目決済口座の開設、入金及び使用」では、実需原則に基づき、遠隔地の銀行を含め複数の銀行での口座開設が可能
 - ✓ 口座開設主体

国内持分譲渡側、国外投資主体による減資、持分譲渡、清算等の資本項目変動収入が発生した国内投資主体、国内環境権益譲渡側或いは国外上場の国内企業の名義で開設
 - ✓ 口座開設申請資料
 - ◇ 直接投資、国外上場に係る資本項目決済口座を開設する場合、業務登記証憑、資本項目情報システムにおける限度額制御情報表（必要があれば）
 - ◇ 環境権益取引に係る資本項目決算口座を開設する場合、書面申請、二酸化炭素排出削減量等の環境権益取引契約、二酸化炭素排出削減量等の環境権益取引に関する国家発展改革委員会の批准回答（あれば）、国連の授権機関が発行した実際排出削減量認定書（あれば）
 - ✓ 口座内資金の使用

口座内の資金を自由に元転・使用することが可能。関連業務登記証憑を以って直接銀行で元転（環境権益の譲渡により口座を開設する場合、業務登記証書の提出は不要）
 - 多国籍企業の国内資金メイン口座内資金の使途を緩和

匯発[2023]28号に合わせ、「9.10 多国籍企業の国内資金メイン口座の開設及び閉鎖」では、口座内の資金をリスク評価結果が、R2級以下の財テク商品及び構造的預金の購入に用いることが可能と新規追加。昨年6月、広東省などで試行された多国籍企業のクロスボーダー資金集中運用政策では、国内資金メイン口座内資金について、直接または間接的に有価証券・財テク商品への投資を禁止。今回の改定で、資金の使途規制を若干緩和

□ 外国株主による A 株上場会社の公開発行の CB の引受関連内容を追加

「7.9 外国投資家の戦略投資/A 株上場会社株式の売却に係る外貨登記及び送金・入金」では、国内企業（以下、上場会社）が株式市場で公開発行した転換社債（CB）について、同社の外国株主が引き受ける際の関連事項を以下の通り明確にしました。

- ✓ 外国株主が引き受けた CB について、上場会社は外債登記を行わず、また同社のクロスボーダー融資リスク加重残高に計上しない
- ✓ 上場会社は、転換社債の元利または転換社債の譲渡対価を専用口座に振り込むことが可能。外国株主が専用口座内の資金を送金する場合、送金の通貨種類は原則、入金通貨の種類と一致すべき、外貨で入金した場合、外貨購入後送金することが可能
- ✓ 転換社債を上場会社の株式に転換する場合、上場会社による外商投資企業変更登記手続が必要

□ 国外貸付につき銀行で取り扱える抹消登記のシーンを追加

「8.8 国内機関の国外貸付に係る抹消登記」では、銀行で直接取り扱える業務シーンを下記の通り追加しました。

- ✓ 国外貸付抹消登記後、貸付金の未送金など
- ✓ 国外貸付満期後、元利回収済で、残高がゼロではない場合
 - ◇ 銀行はその原因が合理的であること（手数料控除など）を確認できれば、直接取り扱う
 - ◇ 上記の条件を満たさない場合、所在地の外貨管理局で取り扱う

□ 外債口座関連内容を明確化

「9.1 非銀行債務者の外債口座の開設、使用及び閉鎖」では、遠隔地での外債口座開設に係る許認可の廃止、複数件の外債による 1 口の外債口座の共用に加え、下記を明確にしました。

- ✓ 外債返済用資金の出所を明確化、資本項目決済口座など、規定に合致する各種外債口座内の資金を弁済用資金とすることが可能
- ✓ 実需に基づき、契約の通貨種類は引出、弁済の通貨種類と一致する必要はない旨を追記
- ✓ リスクヘッジによる外貨収入を、直接銀行で元転、または外債専用口座に預け入れ留保することが可能

また、複数件の外債による 1 口の外債口座の共有により、「9.2 非銀行債務者の外債抹消登記」では、取扱原則から口座閉鎖済の文言を削除しました。

□ QFII/RQFII の抹消登記の手続きフローを最適化

「10.1 国外機関投資家（QFII/RQFII）の登記、口座開設、使用及び閉鎖」では、登記及び変更際の提出資料を増減し、抹消登記の手続きフローを最適化しました。

➤ 登記及び変更際の提出資料を増減

提出書類として、「国外機関投資家登記表」の代わりに、書面申請書を追加。また、登記の際、別途、中国関連の法律・規定の遵守を承諾する書簡（反マネーロンダリング、反テロ融資、法による納税などを含むがこれらに限定されない）が必要

➤ 主報告者変更場合の手続きを明確化

主報告者変更の場合、国外機関投資家は変更日から 30 営業日以内に新しい主報告者を通じ変更登記手続を実施

➤ 抹消登記の手続きフローを最適化

国外機関投資家が機構解散、破産手続き入り、接収管理者による接収または自身の原因等によりその業務許可証は証券監督管理委員会に抹消された場合の抹消登記について、手続き順番を「30 営業日以内に資産を現金化かつ口座閉鎖」から、「資産を現金化かつ口座閉鎖後の 30 営業日以内に、主報告者を通じ抹消登記を行う」へ変更。これまでの実務において、資産の現金化に時間となるため、30 営業日以内に口座閉鎖ができないケースがあり、今回の調整によりフローを最適化

□ 国外機関投資家による中国債券市場への参入関連政策を最適化

「10.3 国外機関投資家による中国債券市場への投資に係る参入関連登記及び口座の開設、使用、閉鎖」では、参入・抹消登記手続き時限を追加、国外送金の規制を変更しました。

➤ 手続き時限を追加

- ✓ 参入登記の手続き時限を、「関連金融監督管理部門発行の中国債券市場投資届出通知書またはその他の同等効力の文書を受領した 10 営業日以内」とし、登記実施者については決済代理者に加え、指定したカストディアンを追加
- ✓ 抹消登記の場合、手続き時限として「口座閉鎖後の 30 営業日以内」を追加

➤ 変更登記を簡素化

決済代理人の変更に関する登記は、外貨管理局へ行くことは不要となり、資本項目情報システムを通じて手続きすることが可能

➤ 国外送金規制を変更

人民元と外貨を同時に振込投資する場合の国外送金について、これまでは比率制限もしくは規模制限があった。比率制限の場合、人民元送金額と外貨送金額（累計ベース、以下同）との比率は、人民元入金額と外貨入金額との比率に基本的に一致しなければならないと、変動幅は 10%を超えてはならないとする。規模制限の場合、人民元送金額と外貨送金額は、それぞれ人民元入金額、外貨入金額の 110%を超えてはならないと規定。今回の改定で、外貨送金のみ制限をかけ、また長期投資の場合、制限を若干緩和

- ✓ 外貨送金額は外貨入金額の 1.2 倍を超えてはならない(清算に係る送金を除く)
- ✓ 国外機関投資家が全国銀行間債券市場参入許可届出通知書を取得した日から起算し、投資期間 1 年以内の場合、上述の比率は 1.2 倍以下、1 年超～3 年以内の場合 1.3 倍以下、3 年超～5 年以内の場合 1.4 倍以下、5 年超の場合 1.5 倍以下にそれぞれ緩和

□ 国外機関による国内での債券発行の関連政策を整合

「10.6 国外機関による国内での債券発行の資金登記及び口座開設、使用及び閉鎖」では、『国外機構による国内での債券発行に係る資金管理に関する事項についての通知』（銀発[2022]272 号）を踏襲し、以下の通り関連内容を改定し、複数の主幹事会社が存在する場合の取扱方法を明確にしました。

➤ 登記時限を撤廃

「主管部門の認可を取得後の10営業日以内」を撤廃、「債券発行の承認を取得後、登録もしくは届出後、かつ実際に発行する前に」へ変更、手続きの利便性を向上

➤ 資金登記情報を更新

- ✓ 国外機関は、各期の債券発行終了後の20営業日以内に、当期の国内主幹事会社に委託し、当期の口座開設銀行で実際の募集資金の登記情報を更新
- ✓ 初回発行時に複数の主幹事会社が存在する場合、発行者はその中の1社(受託主幹事会社)を登記主体として指定。前後両期の受託主幹事会社が異なる場合、後期の受託主幹事会社が実際の資金募集登記情報を更新、前期の受託主幹事会社が必要なサポートを提供

□ 移転に伴う所属の外貨管理局の変更に係る手続きを明確化

「11.1 企業登録地移転」では、登録地の移転に伴う所属の外貨管理局の変更手続きについて、以下の通り明確にしました。

- ✓ 企業は申請書と変更後の営業許可証をもって、元登録地の所属する省級外貨管理局管轄内の銀行へ転出業務を申請
- ✓ 転出後、新登録地の所属する省級外貨管理局管轄内の銀行へ転入業務を申請

なお、登録地が変更しても同一の外貨管理局に管轄される場合、上述の業務を行う必要はありません。

□ 資本項目収入及び元転後の人民元の使用規制を緩和

「11.2 資本項目収入の元転・支払」では、匯発[2023]28号に基づき、資本項目収入及び元転後の人民元の用途を下記の通り緩和しました。

- ✓ 「経営範囲以外の支出を禁止」の文言を削除
- ✓ リスク評価結果が2級以下の財テク商品及び構造的預金に用いることを許可
- ✓ 商業不動産への投資解禁による低迷した国内不動産市場の支援を図り、不動産分野での使用制限を「非自社用不動産の建設、購入」から「非自社用の住宅性質不動産の購入」へ緩和

また、「11.3 資本プロジェクト-元転支払待ち口座の開設、使用及び閉鎖」では「資本項目の外貨収入(直接投資と外債資金)を元転後関連企業へ貸出する場合、回収した元金を元転後支払待ち口座に戻し入れなければならない」を新規追加しました。

*

具体的な実務手続等については、関連主管部門または所在地の法律事務所等にお問い合わせください。

【みずほ銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部】

【照会先】

担当者 : 中国アドバイザー一部 経

Tel : 021-3855-8888 (Ext : 1183)

E-mail : hao.jing@mizuho-cb.com

Copyright © 2024 Mizuho Bank (China) , Ltd.

1. 本資料は法律上・会計上・税務上の助言を目的とするものではありません。本資料中に記載された諸条件及び分析は仮定に基づいており、情報及び分析結果の確実性や完全性を表明するものではありません。また、当行との取引においてご開示頂く情報、鑑定評価、各種機関の見解、また政策法規・金融環境等の変化によっては、本資料に記載の仮定やスキームと乖離が生じ、提示した効果が得られない可能性があります。本資料については、そのリスクを充分ご理解の上、貴社ご自身の判断によりご利用下さい。当行は本資料に起因して発生したいかなる損害について、その内容如何にかかわらず、一切責任を負いません。
2. 本資料中に記載された企業情報は、公開情報及び第三者機関から取得した情報に基づいて作成しており、当行が顧客との取引において知りうる機密事項や非公開情報等は一切含まれておりません。
3. 本資料中に記載された情報は、当行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性・信頼性・完全性を保証するものではありません。また、引用された出所元の資料及び文言に含まれる、または解釈される可能性のある意見や論評は、記載された出所元の意見や論評であり、当行の意見や論評を表明するものではありません。
4. 本資料の著作権は原則として当行に帰属します。本資料については貴社内部の利用に限定され、いかなる目的であれ、いかなる方法においても、無断で本資料の一部または全てを、第三者へ開示、または複写・複製・引用・転載・翻訳・貸与する等の行為について固く禁じます。